

第3次日進市男女平等推進プランについて

誰もが暮らしやすい 多様性を認めあうにっしん

1 根拠

法による規定【男女共同参画社会基本法より一部抜粋】

第14条の3 市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

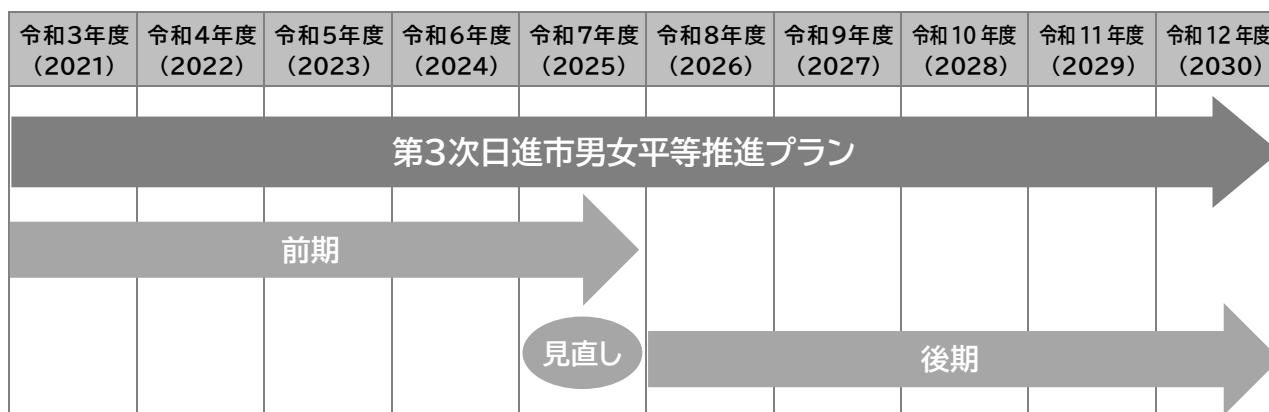
2 計画の位置づけ（プラン3頁）

- 本市において男女平等を推進し、男女共同参画社会を実現していくための計画
- 日進市総合計画を上位に持ち、本市の関連計画と整合性のある計画
- 男女共同参画基本法第十四条の3項及び日進市男女平等推進条例第十条に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第二条の3第3項に基づく市町村基本計画を兼ねる計画（本プラン基本目標V）
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第六条の2に基づく市町村推進計画を兼ねる計画（本プラン基本目標III）

3 計画の期間（プラン4頁）

この計画の計画期間は、2021年（令和3年）4月～2031年（令和13年）3月の10年間とします。

ただし、2025年度（令和7年度）において中間見直しをするほか、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、計画の見直しを行います。



4 計画の推進体制（プラン 72-73 頁）

【審議会の位置づけ】

○日進市男女平等推進審議会（プランの調査・審議）

日進市男女平等推進条例第二十四条に則り、市長の附属機関として、日進市男女平等推進審議会を設置しています。この審議会は、市長の諮問に応じ、本プラン及び男女平等の推進に関する重要事項について、調査、審議し、その結果を市長に答申することになっています。また、女性活躍推進協議会機能も付加し、女性活躍推進に関する取り組みについて協議を行います。男女共同参画施策推進のため、審議会の意見を踏まえ、本プランを推進します。

【計画の進捗管理】

本プランに位置づけた取り組みは、日進市男女平等推進条例第二十一条に基づき、毎年度、実施状況についての報告書を作成し、公表します。

施策の内容を担当する課が推進状況や課題などを整理して、P D C Aの視点から毎年度自己評価を行います。市民協働課は、その結果を取りまとめ、日進市男女平等推進審議会（女性活躍推進協議会兼ねる）に報告し、推進状況の確認及び報告に対する意見を聴取し、結果を広く市民などに公表します。公表結果を踏まえ、担当課は必要に応じて改善を図り、次年度以降の取り組みの展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。また、本プランでは、数値による評価が可能なものについては、施策ごとに指標を設定しています。これらの指標を活用し、進捗状況や成果を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映していきます。

5 計画の内容

8つの基本理念（日進市男女平等推進条例第3条に基づく8つの基本理念）

(1) 男女の人権の尊重 (2) 施策や方針の立案及び決定への参画 (3) 制度・慣行が男女の社会生活の自由な選択に影響を及ぼさない配慮 (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮 (5) 男女平等を基本とした教育への配慮 (6) 国際社会との協調 (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 (8) 男女間の暴力の根絶

5つの基本目標

● 基本目標 I

性別にかかわらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり

● 基本目標 II

さまざまな分野で性別にかかわらず意思決定に参画できる環境づくり

● 基本目標 III：女性活躍推進法市町村推進計画

性別にかかわらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり

● 基本目標 IV

性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくり

● 基本目標 V：DV防止法市町村基本計画

ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり

4つの横断的な視点

● 国際協調～SDGs達成を意識した計画の推進～

● アンコンシャス・バイアスからの解放

● 人生100年時代を生きる

● ダイバーシティ&インクルージョン

6 令和3年度の市民協働課担当係の主な取り組み（新規を中心に）

- 審議会等への女性委員の登用促進について

審議会等への女性委員の登用促進ガイドラインを策定し、説明会を実施し全庁に周知。
目標数値（女性 35%）に満たない場合は、理由書と登用計画を提出することとした。

- 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について

名古屋外国語大学と協働で、アンコンシャス・バイアスのアンケートを実施。
広報誌等に啓発記事を掲載。

- ジェンダー統計の推進について

ジェンダー統計の必要性及び性的マイノリティへの配慮について全庁通知及び説明会を実施。

- 市女性職員のエンパワーメントについて

女性活躍のための女性職員意見交換会を実施し、提言書をまとめる。

- 男女共同参画週間の取組

男女共同参画週間に合わせ、図書館と協働し、関連図書の特別図書配架、関連用語の展示。

- 性的マイノリティへの理解促進について

性の多様性の基本情報パンフレットを作成し、市民及び教職員に配布。

パートナーシップ宣誓制度について調査研究を進める。（諮問事項）

※愛知県内では西尾市・豊明市・豊橋市・豊田市が導入済み。

基本理念	基本目標	施策の方向	施策	No.	
(1) 男女の人権の尊重	基本目標Ⅰ 性別にかかわらず 個人の人権を尊重し認めあう ことのできる男女平等な社会 に向けた意識づくり	① 人権を尊重する意識の醸成	A 人権全般に関する啓発 B 人権相談の充実 C 人権教育の充実	1~4	
		② 男女共同参画社会の実現に向けた、 性別に対する固定的な意識の解消	A ジェンダーに対する固定的意識解消の啓発 B 印刷物等のジェンダー平等に配慮した表現 C ジェンダー平等の視点を確保した制度慣行等の見直しができる市職員意識の向上 D ジェンダー統計の整備	5~12	
		③ 教育・学習活動における男女平等の 視点の確保と推進	A 教職員へのジェンダー平等視点確保に向けた取り組み B ジェンダーの無意識の思い込みを踏まえた教育現場での児童・生徒への取り組み C ジェンダー平等を踏まえた保育現場での取り組み D 学習機会でのジェンダー平等の取り組み	13~18	
		④ 多様な性や生き方への理解促進	A 性的マイノリティへの理解促進 B 性的マイノリティの相談先の確保	19~21	
	(2) 施策や方針の立案 及び決定への参画	基本目標Ⅱ さまざまな分野で 性別にかかわらず意思決定に 参画できる環境づくり	① 政策・方針決定の場における 男女平等の推進	A 市附属機関等における女性委員の登用促進 B 女性管理職の登用促進	22~24
			② 地域活動・市民活動等の場における 男女平等の推進	A 自治会等地域活動におけるジェンダー平等の推進 B 家庭教育活動の場におけるジェンダー平等の推進 C 市民活動の場におけるジェンダー平等の推進	25~27
			① 女性の職業生活における活躍推進と 男性の家庭生活への参画促進	A 女性が職業生活を営むためのエンパワーメントの支援 B 女性が活躍できる職場づくり C 男性の家庭参画促進意識啓発 D 男性の家庭生活参画機会の提供 E 市職員に向けた参画促進	28~38
	(3) 制度・慣行が男女の 社会生活の自由な 選択に影響を及ぼ さない配慮	基本目標Ⅲ 性別にかかわらず 職業生活において活躍できる 意識・環境づくり (女性活躍推進法市町村推進計画)	② 子育て・介護に対する支援	A 子育てと仕事の両立支援 B 介護と仕事の両立支援 C 市職員が仕事と育児・介護を両立するための支援	39~43
			③ ワーク・ライフ・バランスの推進	A 企業に向けた啓発 B 市民に向けた啓発 C 市職員に向けた啓発	44~47
	(4) 家庭生活における 活動とその他の活 動との両立への配 慮	基本目標Ⅳ 性別にかかわらず 安心して暮らすことが できる環境づくり	① 女性の生涯にわたる健康づくりの支援	A 妊娠・出産に関わる女性への健康支援 B 性別特有の疾病に対する予防支援 C リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発 D 性犯罪・性暴力の防止	48~55
			② さまざまな社会的困難を抱えている人 の支援	A ジェンダー平等の視点を取り入れたひとり親に対する支援 B ジェンダー平等の視点を取り入れた高齢者への支援 C ジェンダー平等の視点を取り入れた障害者への支援 D ジェンダー平等の視点を取り入れた支援につながりにくい人への対策	56~61
	(5) 男女平等を基本と した教育への配慮	基本目標Ⅳ 性別にかかわらず 安心して暮らすことが できる環境づくり	③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進	A ジェンダー平等の視点を取り入れた平常時の災害への備え B ジェンダー平等の視点を取り入れた避難生活への支援 C 非常時の女性に対する暴力の防止	62~65
			① DV等の防止に関する理解促進	A 市民に向けたDV防止理解促進の啓発 B DV二次被害防止に向けた庁内対応	66.67
	(6) 国際社会との協調	基本目標Ⅴ ドメスティック・バイオレンス等の防止 と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)	② DV被害者の支援	A DV被害者の相談先の確保 B DVによる住民基本台帳閲覧制限支援 C 愛知県女性相談センターと連携した一時保護の実施 D DV被害者を支援するための庁内連携体制の強化 E DV被害者を支援するための外部機関の活用・連携	68~74
	(7) 性と生殖に関する 健康と権利の尊重	基本目標Ⅴ ドメスティック・バイオレンス等の防止 と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)			
(8) 男女間の暴力の根 絶	基本目標Ⅴ ドメスティック・バイオレンス等の防止 と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)				